

【 愛媛県信用保証協会プロモーション事業委託業務 仕様書 】

1. 業務名

愛媛県信用保証協会プロモーション事業委託業務

2. プロモーション事業の目的

愛媛県内の中小企業者・小規模事業者に対し、愛媛県信用保証協会の取組み等を効果的にPRすることで、当協会の窓口へ誘導する仕組みを構築しようとするものです。

3. 業務の概要

愛媛県信用保証協会の取組みに興味をもってもらえるような、効果的な広報の制作とプロモーションについて委託する。

(1) 対象者

愛媛県内の中小企業者・小規模事業者

(2) 広報ツールの制作業務

※効果的な広報ツールをご提案下さい。

(3) 情報発信手法

※効果的な手法がありましたらご提案下さい。

(4) 内容

①愛媛県信用保証協会について

・愛媛県信用保証協会は、信用保証協会法によって設立された、中小企業の皆様のための特殊法人です。

愛媛県内の中小企業の皆様が金融機関から融資を受ける際に、公的な「保証人」となって借入を容易にし、健全な企業の発展を支援します。

・また、中小企業者に対する初期的な金融相談や経営支援・再生支援、起業者に対する創業支援の取り組みも行っています。

②愛媛県信用保証協会の取組み

愛媛県信用保証協会が、よきパートナー・相談相手となって、愛媛県の中小企業者・小規模事業者の成長と発展を全力でサポートします。

・各種保証制度で、きめ細やかな資金繰りをサポートします。

・これから事業を始められる方は、創業前のご相談から事業計画作成と資金調達を一貫してサポートします。

・アフターフォローとして、保証後の経営相談にも無料でお応えします。

(5) イメージ

①安心感

- ・唯一の公的保証機関
- ・愛媛県内の中小企業者・小規模事業者の約3社に1社が保証協会を利用

②親近感

- ・愛媛県内の中小企業者・小規模事業者の頼りになる身近な相談相手

4. 著作権 今回制作する広報物に関する著作権は、制作者に帰属するものとする。
但し、愛媛県信用保証協会は制作者と合意した範囲内で、成果物を使用することができる。

5. 費用 5,000,000円以内
広報物制作と媒体使用料の合算です。

6. 提出書類
- ①会社概要・実施体制（1部）
 - ②プロモーション事業企画提案書（10部）
提出書類の様式は任意。但し、サイズはA4判。
 - ③見積書（1部）
 - ・広報の制作費用
 - ・媒体使用料
 - ④作業スケジュール（1部）

※プロモーション事業企画提案書の作成及び提出に要する費用は、資料提出者の負担とする。

※提出されたプロモーション事業企画提案書及び関連文書は、提出者に返却しない。

※プロモーション事業企画提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

※プロモーション事業企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該プロモーション企画提案書を無効とする。

7. 提出期限 平成29年2月28日（火） まで

8. 選考

(1) プレゼンテーション

個別にプレゼンテーションを実施し、受託者として最適と考えられる事業者（委託候補者）を選定します。

3月1日（水）に当協会において開催致します。詳細は別途お知らせします。

【選考のポイント】

提案された企画は次の項目により審査します。

○企画性

- ・協会業務を理解し、幅広い視点から実現性のある提案をしているか
- 的確性
 - ・本事業の目的を正しく理解し、仕様書の主要な要件を満たした適切な提案内容となっているか
 - ・PR 効果が期待でき、実現可能な企画となっているか
- 専門性
 - ・情報収集及び分析能力を有しているか
- 経済合理性
 - ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか
 - ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か
- 実効性
 - ・事業の遂行に十分な能力を有しているか

(2) 企画提案書の評価

応募者全員に審査結果を文書で通知します。(但し、順位や採点結果をお知らせするものではありません。)

9. 本件についての問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、2月22日(水) 17:00までに別紙質問票をFAXまたはメールで提出してください。

2月24日(金)までに参加者全員にFAXまたはメールにて回答します。

担当：愛媛県信用保証協会 業務統括部 保証企画課

TEL：089-931-2114

FAX：089-931-2107

E-mail：kikaku@ehime-cgc.or.jp